

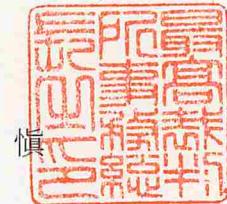
最高裁秘書第1633号

令和3年5月31日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



司法行政文書開示通知書

令和3年5月5日付け（同月7日受付、第030157号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成26年2月12日付け最高裁家二第404号家庭局長通達「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第151条の審理の状況についての説明について」（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第151条の審理の状況についての説明について

平成26年2月12日家二第404号高等裁判所長官（東京，大阪），家庭裁判所長（東京，大阪）宛て家庭局長通達

標記の説明について、下記のとおり定めましたので、これにより取り扱ってください。

記

第1 説明事項

- 1 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成25年法律第48号。以下「法」という。）第151条の規定により、子の返還申立事件の申立人又は外務大臣から審理の状況についての説明を求められた場合において、子の返還申立事件が係属している裁判所が説明する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 申立てがあった日（子の返還申立事件が高等裁判所に係属しているときは、抗告があった日）
 - (2) 期日指定の状況
 - (3) 手続の進行状況
 - ア 移送された事件であるときは、移送決定の日
 - イ 子又は子と同居している者の住所又は居所について外務大臣に調査を嘱託したときは、その日及びその回答を受領した日
 - ウ 家庭裁判所調査官に調査を命じたときは、その日及び調査報告書の作成日
 - エ 審理を終結する日（審理が終結されているときは、審理を終結した日）
 - オ 終局決定をする日（終局決定がされているときは、終局決定をした日）
 - カ 子の返還申立事件を家事調停に付したとき、子の返還申立事件の手続を中止したとき、又は調停が成立しないものとして家事調停事件を終了したときは、それぞれその日
 - キ 子の返還申立事件が裁判によらないで終了したときは、終了事由及び終了した日
- 2 子の返還申立事件が高等裁判所に係属しているときは、第一審裁判所における1の事項も併せて説明するものとする。

第2 文書の往復の方法

子の返還申立事件が係属している裁判所が外務大臣との間で法第151条の審理の状況についての説明に係る文書を往復するときは、最高裁判所を経由することなく、外務大臣に直接送付し、又は外務大臣から直接受領することができる。

付 記

この通達は、平成26年4月1日から実施する。